

議案第40号関係資料

生活保護関連事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(34) 生活保護関連事業

福祉専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	生活保護		×	×	B	
2	行路困窮者措置費法外援助(行旅人)				B	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
 (注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)
 (注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(34) 生活保護関連事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 生活保護	生活に困窮する世帯が、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低生活の維持のために活用しても、なお最低生活を営むことができない世帯に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低生活の保障をするとともに、その自立を助長することを目的とする。	未実施(県の秋田福祉事務所が担当している。)	未実施(県の秋田福祉事務所が担当している。)	生活保護相談窓口を河辺町・雄和町に設置すべきか。	合併時に秋田市の制度に統一する。(2町分は合併時に県から引き継ぐ。なお、相談窓口は市本庁1カ所とする。)
2 行路困窮者措置費法外援助(行旅人)	秋田市は、森岳駅・大曲駅・羽後本荘駅・男鹿駅のいずれかまでのJR乗車回数券と食料費代として現金300円を支給している。	河辺町は、秋田駅・羽後境駅までのJR乗車回数券のみ支給している。	雄和町は、秋田市までのバス代として現金580円を支給している。	支給金額が異なる。また、行旅人窓口を河辺町・雄和町に設置すべきか。	合併時に秋田市の制度に統一する。(なお、窓口は市本庁1カ所とする。)